別　紙

「荷主への勧告について」の一部改正について（新旧対照表）

改　正	現　行
国自貨第　　102 号 平成 26 年 1 月 22 日 一部改正　国自貨第　　119 号 平成 29 年 1 月 13 日	国自貨第　　102 号 平成 26 年 1 月 22 日
各　地　方　運　輸　局　長　殿 沖　縄　総　合　事　務　局　長　殿	各　地　方　運　輸　局　長　殿 沖　縄　総　合　事　務　局　長　殿
自　動　車　局　長	自　動　車　局　長
荷主への勧告について	荷主への勧告について
貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第６４条の規定による荷主への勧告については、下記の点に留意して適切に運用されたい。 なお、「荷主への勧告について」（平成１５年２月１４日付け国自貨第１０３号）は、この通達の施行の日をもって廃止する。	貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第６４条の規定による荷主への勧告については、下記の点に留意して適切に運用されたい。 なお、「荷主への勧告について」（平成１５年２月１４日付け国自貨第１０３号）は、この通達の施行の日をもって廃止する。
記	記
１　発動要件等について (1)　要件 荷主勧告の発動は、次の各要件を満たした上で行うものであること。 ア　一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対し、法第１７条第１項から第４項まで（法第３５条第６項において準用する場合を含む。）の規定に違反したことによる法第２３条（法第３５条第６項において準用する場合を含む。）に基づく輸送の安全確保の命令（以下「輸送の安全確保命令」という。）又は法第３３条第１号（法第３５条第６項において準用する場合を含む。）に該当したことによる法第３３条（法第３５条第６項において準用する場合を含む。）に基づく許可の取消し等の処分（以下「行政処分」とい	１　発動要件等について (1)　要件 荷主勧告の発動は、次の各要件を満たした上で行うものであること。 ア　一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対し、法第１７条第１項から第３項まで（法第３５条第６項において準用する場合を含む。）の規定に違反したことによる法第２３条（法第３５条第６項において準用する場合を含む。）に基づく輸送の安全確保の命令（以下「輸送の安全確保命令」という。）又は法第３３条第１号（法第３５条第６項において準用する場合を含む。）に該当したことによる法第３３条（法第３５条第６項において準用する場合を含む。）に基づく許可の取消し等の処分（以下「行政処分」とい

う。）をする場合において行うものであること。 イ ・ ウ （略） (2) （略） ２ ～ ６ （略） 附 則 （略） 附 則（平成２９年１月１３日国自貨第１１９号） １ この通達は、平成２９年１月１６日から施行する。 ２ この通達による荷主勧告の対象となる荷主の行為は、この通達の施行日以降のものとする。	う。）をする場合において行うものであること。 イ ・ ウ （略） (2) （略） ２ ～ ６ （略） 附 則 （略）